

教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱 新旧対照表

新	旧
教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱	教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱
<p>平成28年4月1日 文部科学大臣 裁定</p> <p>平成29年4月1日 一部 改正</p> <p>平成29年5月23日 一部 改正</p> <p>平成30年4月13日 一部 改正</p> <p>2019年3月15日 一部 改正</p> <p>令和2年2月26日 一部 改正</p> <p>令和2年8月27日 一部 改正</p> <p>令和2年12月24日 一部 改正</p> <p>令和3年3月23日 一部 改正</p> <p>令和4年2月25日 一部 改正</p> <p>令和4年4月1日 一部 改正</p> <p>令和5年4月1日 一部 改正</p> <p>令和7年3月12日 一部 改正</p> <p>令和8年3月17日 一部 改正</p>	<p>平成28年4月1日 文部科学大臣 裁定</p> <p>平成29年4月1日 一部 改正</p> <p>平成29年5月23日 一部 改正</p> <p>平成30年4月13日 一部 改正</p> <p>2019年3月15日 一部 改正</p> <p>令和2年2月26日 一部 改正</p> <p>令和2年8月27日 一部 改正</p> <p>令和2年12月24日 一部 改正</p> <p>令和3年3月23日 一部 改正</p> <p>令和4年2月25日 一部 改正</p> <p>令和4年4月1日 一部 改正</p> <p>令和5年4月1日 一部 改正</p> <p>令和7年3月12日 一部 改正</p>
<p>（通則）</p>	<p>（通則）</p>
<p>第1条 教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>	<p>第1条 教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>
<p>（交付の目的）</p>	<p>（交付の目的）</p>
<p>第2条 補助金は、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備するとともに、医療的ケア看護職員や外部専門家を配置することにより、特別支援教育の推進を図るため、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施することを目的とする。</p>	<p>第2条 補助金は、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備するとともに、医療的ケア看護職員や外部専門家を配置することにより、特別支援教育の推進を図るため、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施することを目的とする。</p>

- (1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業
- (2) 医療的ケア看護職員配置事業
- (3) 外部専門家配置事業

(交付の対象)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、切れ目ない支援体制整備充実事業を都道府県、市町村（特別区、教育に関する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、学校法人（以下「補助事業者」という。）が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が別に認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に係る補助対象経費及び補助金の額は別記に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとするときは、別に通知する期日までに、大臣に対し、交付申請書（様式第1）を提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者が学校法人であるときは、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の補助金の交付を受けようとする者のうち市町村においては、都道府県教育委員会に対し、交付申請書を送付するものとし、都道府県教育委員会は、受領した日から起算して30日以内に交付申請一覧（様式第2）を添えて大臣に送付するものとする。

(交付の決定及び通知)

- (1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業
- (2) 医療的ケア看護職員配置事業
- (3) 外部専門家配置事業

(交付の対象)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、切れ目ない支援体制整備充実事業を都道府県、市町村（特別区、教育に関する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、学校法人（以下「補助事業者」という。）が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が別に認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に係る補助対象経費及び補助金の額は別記に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとするときは、別に通知する期日までに、大臣に対し、交付申請書（様式第1）を提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者が学校法人であるときは、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の補助金の交付を受けようとする者のうち市町村においては、都道府県教育委員会に対し、交付申請書を送付するものとし、都道府県教育委員会は、受領した日から起算して30日以内に交付申請一覧（様式第2）を添えて大臣に送付するものとする。

(交付の決定及び通知)

第5条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の申請をした者に対し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書（様式第3）により通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 大臣は、第1項の交付の申請をした者が市町村の場合においては、交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を都道府県教育委員会に対し、交付決定一覧（様式第4）により送付するものとする。

4 都道府県教育委員会は、前項の規定による交付決定一覧を受領したときは、当該市町村に対し、速やかに交付決定通知書（様式第3の2）により通知するものとする。

5 大臣は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができるものとする。

6 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到着してから30日とする。

（申請の取下げ）

第6条 前条の通知を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までに交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

3 前項の場合において、前条の通知を受けた者が市町村であるときは、前項に規定する交付申請取下げ書を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した交付申請取下げ書を大臣に送付するものとする。

（経費の効率的使用等）

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう経費を効率的に使用しなければならない。

第5条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の申請をした者に対し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書（様式第3）により通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 大臣は、第1項の交付の申請をした者が市町村の場合においては、交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を都道府県教育委員会に対し、交付決定一覧（様式第4）により送付するものとする。

4 都道府県教育委員会は、前項の規定による交付決定一覧を受領したときは、当該市町村に対し、速やかに交付決定通知書（様式第3の2）により通知するものとする。

5 大臣は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができるものとする。

6 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到着してから30日とする。

（申請の取下げ）

第6条 前条の通知を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までに交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

3 前項の場合において、前条の通知を受けた者が市町村であるときは、前項に規定する交付申請取下げ書を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した交付申請取下げ書を大臣に送付するものとする。

（経費の効率的使用等）

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう経費を効率的に使用しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、交付の決定の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第5)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的を変えないで、補助事業ごとに配分された補助金額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 前項の補助事業者のうち市町村においては、都道府県教育委員会に対し、変更承認申請書を送付するものとし、都道府県教育委員会は、受領した日から起算して30日以内に変更承認申請一覧(様式第6)を添えて大臣に送付するものとする。

3 大臣は、第1項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、計画変更を承認すべきと認めるときは、当該補助事業者に対し、速やかにその計画変更の承認を変更交付決定通知書(様式第7)により通知するものとする。

4 大臣は、前項の補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会に対し、その計画変更の承認を変更交付決定一覧(様式第8)により送付するものとする。

5 都道府県教育委員会は、前項の規定による変更交付決定一覧を受領したときは、当該市町村に対し、速やかに計画変更の承認を変更交付決定通知書(様式第7の2)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止(廃止)承認申請書(様式第9)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、中止(廃止)承認申請書を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した申請書を大臣に送付するものとする。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式第10)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、交付の決定の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第5)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的を変えないで、補助事業ごとに配分された補助金額に影響を及ぼさない軽微な変更の場合はこの限りではない。

2 前項の補助事業者のうち市町村においては、都道府県教育委員会に対し、変更承認申請書を送付するものとし、都道府県教育委員会は、受領した日から起算して30日以内に変更承認申請一覧(様式第6)を添えて大臣に送付するものとする。

3 大臣は、第1項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、計画変更を承認すべきと認めるときは、当該補助事業者に対し、速やかにその計画変更の承認を変更交付決定通知書(様式第7)により通知するものとする。

4 大臣は、前項の補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会に対し、その計画変更の承認を変更交付決定一覧(様式第8)により送付するものとする。

5 都道府県教育委員会は、前項の規定による変更交付決定一覧を受領したときは、当該市町村に対し、速やかに計画変更の承認を変更交付決定通知書(様式第7の2)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止(廃止)承認申請書(様式第9)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、中止(廃止)承認申請書を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した申請書を大臣に送付するものとする。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式第10)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、事業遅延届を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した届を大臣に送付するものとする。

(状況報告及び調査)

第11条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、状況報告書(様式第11)により補助事業の状況に関する報告の提出を求め、その状況を調査することができる。

2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、状況報告書を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した報告書を大臣に送付するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第9条の規定による廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から1か月を経過した日又はその翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第12)を大臣に提出しなければならない。

2 前項補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会に実績報告書(様式第12の2)を提出するものとする。

3 補助事業者が学校法人であるときは、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

4 第1項の場合において、実績報告書の提出期限について、第10条の規定により別段の指示等を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 大臣は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第13)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会が交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第13の2)によ

2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、事業遅延届を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した届を大臣に送付するものとする。

(状況報告及び調査)

第11条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、状況報告書(様式第11)により補助事業の状況に関する報告の提出を求め、その状況を調査することができる。

2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、状況報告書を都道府県教育委員会に送付するものとし、都道府県教育委員会は受領した報告書を大臣に送付するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第9条の規定による廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から1か月を経過した日又はその翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第12)を大臣に提出しなければならない。

2 前項補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会に実績報告書(様式第12の2)を提出するものとする。

3 補助事業者が学校法人であるときは、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

4 第1項の場合において、実績報告書の提出期限について、第10条の規定により別段の指示等を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 大臣は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第13)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会が交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第13の2)によ

り当該市町村に通知し、その結果を額の確定に関する報告書（様式第 14）に当該市町村から提出された実績報告書の写しを添えて、大臣に報告するものとする。

3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還命令書（様式第 15）により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会が返還命令書（様式第 15 の 2）により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

5 第 3 項及び第 4 項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 1 3 条の 2 補助事業者のうち学校法人は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第 16）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

第 1 4 条 補助金の支払は、原則として第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 22 条及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条第 4 号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助事業者のうち学校法人は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。また、学校法人以外の補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を官署支出官都道府県会計管理者に提出しなければならない。

り当該市町村に通知し、その結果を額の確定に関する報告書（様式第 14）に当該市町村から提出された実績報告書の写しを添えて、大臣に報告するものとする。

3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還命令書（様式第 15）により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会が返還命令書（様式第 15 の 2）により、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

5 第 3 項及び第 4 項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 1 3 条の 2 補助事業者のうち学校法人は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第 16）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

第 1 4 条 補助金の支払は、原則として第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 22 条及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条第 4 号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 補助事業者のうち学校法人は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。また、学校法人以外の補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を官署支出官都道府県会計管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により第5条の交付の決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を付して交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第5項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、大臣はその収入の全部または一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第17条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により第5条の交付の決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を付して交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第5項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、大臣はその収入の全部または一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第17条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1

個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、財産処分申請書を提出し、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の状況を記載した帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了、あるいは中止又は廃止した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

（補助金調書）

第19条 補助事業者が都道府県及び市町村の場合においては、当該補助事業に係る歳入及び歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式第17）を作成しておくなければならない。

（遂行命令等）

第20条 適正化法第13条による補助事業の遂行及び一時停止の命令、適正化法第16条第1項による補助事業の是正措置命令並びに適正化法第23条第1項による立入検査等については、補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会が行うことができるものとする。

（電磁的方法による提出）

第21条 申請者あるいは補助事業者又は都道府県教育委員会は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省又は都道府県教育委員会に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、財産処分申請書を提出し、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の状況を記載した帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了、あるいは中止又は廃止した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

（補助金調書）

第19条 補助事業者が都道府県及び市町村の場合においては、当該補助事業に係る歳入及び歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式第17）を作成しておくなければならない。

（遂行命令等）

第20条 適正化法第13条による補助事業の遂行及び一時停止の命令、適正化法第16条第1項による補助事業の是正措置命令並びに適正化法第23条第1項による立入検査等については、補助事業者が市町村の場合においては、都道府県教育委員会が行うことができるものとする。

（電磁的方法による提出）

第21条 申請者あるいは補助事業者又は都道府県教育委員会は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省又は都道府県教育委員会に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第22条 大臣及び都道府県教育委員会は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、都道府県教育委員会又は補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は都道府県教育委員会又は補助事業者に対し、都道府県教育委員会は補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

(その他)

第23条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 教育支援体制整備事業費補助金(特別支援教育専門家配置事業)交付要綱(平成25年5月15日文科科学大臣裁定。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱により現に補助金が交付又は交付決定されている次に掲げる事業については、なお従前の例による。
(1) 教育支援体制整備事業費補助金(特別支援教育専門家配置事業)

附 則(平成29年4月1日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。

附 則(平成29年5月23日一部改正)

この要綱は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則(平成30年4月13日一部改正)

この要綱は、平成30年4月13日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則(2019年3月5日一部改正)

この要綱は、2019年4月1日より適用する。

附 則(令和2年2月26日一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日より適用する。

附 則(令和2年8月27日一部改正)

(電磁的方法による通知等)

第22条 大臣及び都道府県教育委員会は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、都道府県教育委員会又は補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は都道府県教育委員会又は補助事業者に対し、都道府県教育委員会は補助事業者に対し到達確認を行うものとする。

(その他)

第23条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 教育支援体制整備事業費補助金(特別支援教育専門家配置事業)交付要綱(平成25年5月15日文科科学大臣裁定。以下「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱により現に補助金が交付又は交付決定されている次に掲げる事業については、なお従前の例による。
(1) 教育支援体制整備事業費補助金(特別支援教育専門家配置事業)

附 則(平成29年4月1日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。

附 則(平成29年5月23日一部改正)

この要綱は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則(平成30年4月13日一部改正)

この要綱は、平成30年4月13日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則(2019年3月5日一部改正)

この要綱は、2019年4月1日より適用する。

附 則(令和2年2月26日一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日より適用する。

附 則(令和2年8月27日一部改正)

<p>この要綱は、令和2年8月27日から施行し、令和2年度事業より適用する。</p> <p>附 則（令和2年12月24日一部改正） この要綱は、令和2年12月24日より適用する。</p> <p>附 則（令和3年3月23日一部改正） この要綱は、令和3年4月1日より適用する。</p> <p>附 則（令和4年2月25日一部改正） この要綱は、令和4年4月1日より適用する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則（令和5年4月1日一部改正） この要綱は、令和5年4月1日より適用する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則（令和7年3月12日一部改正） この要綱は、令和7年3月12日より適用する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則（令和8年3月17日一部改正） この要綱は、令和8年3月17日より適用する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。</p>	<p>この要綱は、令和2年8月27日から施行し、令和2年度事業より適用する。</p> <p>附 則（令和2年12月24日一部改正） この要綱は、令和2年12月24日より適用する。</p> <p>附 則（令和3年3月23日一部改正） この要綱は、令和3年4月1日より適用する。</p> <p>附 則（令和4年2月25日一部改正） この要綱は、令和4年4月1日より適用する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則（令和5年4月1日一部改正） この要綱は、令和5年4月1日より適用する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則（令和7年3月12日一部改正） この要綱は、令和7年3月12日より適用する。ただし、施行前に補助金の交付の決定が行われた事業については、なお、従前の例による。</p>
--	--